

弁護士過疎の問題の解消に向けた取り組み、 特に、ひまわり公設事務所の開設・運営に向け た積極的な支援をより一層拡充する宣言

市民に対して良質な法的サービスを提供することは、「裁判を受ける権利」を実質的に保障し、「法の支配」の原理に基づく真の民主主義を実現するために必要不可欠である。また、かかる法的サービスの提供のために在野法曹である弁護士が果たすべき役割は極めて重要であり、社会の期待も大きい。

かかる観点から見たときに、弁護士過疎の問題は、われわれ弁護士自身にとって放置できない重大な課題である。このため、日本弁護士連合会・各地の弁護士会連合会・弁護士会（以下「各弁護士会」という。）は、この問題を解決するために、早くから積極的な活動を行い、これまでに一定の成果を挙げてきた。

しかし、当連合会が管轄する四国四県においても、徳島地方裁判所阿南支部・美馬支部、高知地方裁判所須崎支部・安芸支部の各管内が「ゼロワン地域」であることに鑑みれば、当連合会は、弁護士過疎の問題に対してより一層の役割を果たさなければならない。

他方、弁護士過疎の問題は、弁護士過疎地域自体が抱える社会経済的な問題、事務所の経営・運営・維持等の面での問題、事務所開設等に要する初期投資費用等の経済的負担など、理念だけでは解決が困難な構造的な問題も含んでいる。このような構造的な問題を解消し、弁護士過疎の問題を解決していくためには、各弁護士会による物心両面での支援態勢が必要不可欠である。

このため、日弁連は、1999年（平成11年）9月、弁護士過疎対策を行う活動資金に充てることを目的として、日弁連ひまわり基金を創設した。このひまわり基金を活用したひまわり公設事務所は、各弁護士会が関与して設立され運営される法律事務所であり、ひまわり基金・各弁護士会が物心両面で全面的に支援する仕組みとなっている。

当連合会の管内においても、高知県安芸市で2004年（平成16年）10月に開設され、続いて、愛媛県大洲市、徳島県阿南市・同県美馬市においても、それぞれひまわり基金を活用したひまわり公設事務所の開設の準備が進められている。当連合会としては、四国内に芽生えつつあるひまわり公設事務所開設に向けた取り組みをこれまで以上に支援するとともに、既に開設した事務所についてその活動が十全なものとなるように物心両面での支援を拡充し、事務所が財政的基盤を確立して十分に独り立ちできるように協力し、ひいてはひまわり公設事務所の開設が弁護士・地域住民の双方にとって成功を収めるべく努力し、将来的には四国四県から「ゼロワン地域」のみならず、「第一種弁護士過疎」地域・「第二種弁護士過疎」地域をできる限り解消できるように、より一層の積極的な活動を行う必要がある。

そこで、当連合会は、弁護士過疎の問題に今後とも全力で取り組む決意を新たにするとともに、ひまわり公設事務所の開設・活動に対する支援をより一層拡充するために、次のとおり宣言する。

- 1 当連合会は、弁護士過疎の問題を解消するために、当面、四国四県における「ゼロワン地域」の解消のために全力で取り組む必要があることを再確認する。
 - 2 「ゼロワン地域」の解消のために、まず、「ゼロ地域」に早期にひまわり公設事務所を開設するとともに、その経営・運営を物心両面で支援する。
 - 3 次に、「ワン地域」を段階的に解消するために、既にひまわり公設事務所が存在する地域では所員である弁護士の複数化を、ひまわり公設事務所が存在しない地域では新たなひまわり公設事務所の開設をも視野に入れた弁護士複数化を、それぞれ目指した取り組みを行う。
 - 4 将来的には、「香川大学・愛媛大学連合法務研究科」（四国ロースクール）への支援・協力等を通じて、地元に着する弁護士を確保し、地域に根ざした司法サービスを質量ともにさらに拡充する。
- 以上のとおり宣言する。

2005年（平成17年）11月18日

四国弁護士会連合会